

## 広島県公安委員会公告第127号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月27日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

### 1 審査の種類

教習指導員審査（大特・牽引）

### 2 審査の期日

令和8年9月1日

### 3 審査の場所

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号

広島県運転免許センター

### 4 審査の対象者

法第99条の3第4項第2号の規定に係る者

### 5 審査の方法

規則第12条に規定する方法により実施

### 6 審査の申請手続等

#### (1) 申請に必要な書類

|                |     |
|----------------|-----|
| ア 教習指導員審査申請書   | 1 通 |
| イ 審査手数料計算表     | 1 通 |
| ウ 自動車運転免許証の写し  | 1 通 |
| エ 教習指導員資格者証の写し | 1 通 |

#### (2) 申請書等の提出先

広島県警察本部交通部運転免許課

#### (3) 申請書等の提出期限

令和8年8月24日